

お客様 各位

## DMM.make DISPLAY

### 50 インチ・65 インチ 4K ディスプレイ

#### お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次の通り周知いたします。

弊社は、弊社が販売する2商品「DMM. make 50インチ4Kディスプレイ」及び「DMM. make 65インチ4Kディスプレイ」に関し弊社ウェブサイトにて平成28年11月15日から平成29年4月12日までの間、「4K/60p、120Hz駆動、HDCP2.2対応の50/65インチ 4Kディスプレイをお求めやすい価格でご提供。」、「4K/60p入力に対応 さらに120Hz倍速駆動で、4K映像をなめらかに!」、「1秒間に60フレームの4K映像を表示する4K/60pに対応。さらに120Hz駆動でフレームを補完し、よりなめらかな映像を映し出します。」等と記載するなど、あたかも、本件2商品が、前後のフレームから中間的なフレームを新たに生成し、映像を補完する倍速駆動と称する技術により、1秒間に60フレームで構成される映像を1秒間に120フレームで構成される、より滑らかな映像にして映し出す機能を具備しているかのように表示しておりました。

しかし、実際には、本件2商品にこのような機能は具備しておらず、これらの表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

本件により、お客様ならびに関係各位に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今回の消費者庁の措置命令を真摯に受け止め、今後このようなことが起きないように再発防止に向けて取り組み、お客様からの信頼回復に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

対象商品：DME-4K50D、DME-4K65D